第2章 心豊かな 市民・教育・福祉

I 教育・文化

第1節 心豊かな人間を育成する学校教育

1. 幼児教育の充実

[現状と課題]

本市には、市立幼稚園が8園あり、平成19年度から小学校の附属幼稚園から独立した幼稚園として運営しています。

平成 20 年度の園児数は 448 人で、少子化や核家族化の進行から園児数が減少するとともに、近年は大阪のベッドタウンとしての伸展も停滞傾向にあり、流入人口も減少しています。

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基盤が培われる大切な時期です。生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達や社会性を養い、心豊かにたくましく生きる子どもたちを育成するために、幼児教育を充実させることが極めて重要です。

そのためには、幼児の発達の特性に応じた適切な指導を行うとともに、子どもを 取り巻く環境の変化に対応した幼児教育を行っていかなければなりません。そこで、 開かれた園づくりの観点から、家庭・地域社会・幼稚園の三者による幼児教育の推 進や、幼児の生活の連続性、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実させる ために必要不可欠な教育環境の整備に取り組んでいます。

また、家庭や地域社会の教育力低下等の課題に対応するためには、教職員の資質や専門性を高める必要性があり、研修内容や研究体制の充実に努めています。

さらに、本市では、子どもと親の双方の視点に立ち、教育・保育のニーズに適切・ 柔軟に対応するため、就学前児童の教育・保育を一体的にとらえることのできる幼 保施設を再構築し、「認定こども園」への移行を幼児教育充実の方針としています。

■幼稚園園児数(資料:学校基本調査)

三·列作园园北默(共行:) (人至平-阿豆/									
総数	4:			幼	1	淮	園		
	X	片 塩	高田	土庫	浮 孔	磐 園	陵 西	菅 原	浮孔西
448 ,	۲	57 人	67 人	13 人	57 人	73 人	94 人	33 人	54 人

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

[施策の体系]

幼児教育の充実

- -(1)教育内容の充実
- -(2)施設・設備の充実
- (3)人権を尊重した幼児教育の推進
- -(4)特色ある園づくりの推進
- (5)子育て支援の推進

[施策の展開]

(1)教育内容の充実

●豊かな心を持ち、心身ともに健全な幼児を育成するため、個々に応じた幼児教育を推進します。そして、教職員の人事評価を進め、教育の質の向上をめざすとともに教職員個々の資質の向上を図るため、研修の場と機会を積極的に設定します。

(2)施設・設備の充実

- ●施設・設備の充実・改善を図り、良好な教育環境を構築し、教材や教具等の整備・ 充実に努めます。
- ●「大和高田市立認定こども園構想(平成19年8月策定)」に基づき、市立幼稚園・市立保育所の枠を越えて市全体の就学前子ども施設を再構築し、地域性等を勘案しながら再編・整備を推進します。

(3)人権を尊重した幼児教育の推進

- ●「大和高田市人権施策に関する基本指針(平成 18 年 3 月策定)」を基盤に、すべての幼児が心身ともに安定し、将来への明るい展望がもてるよう自尊感情を育み、協同的な活動を通して耐性や自己コントロールする力を養うように取り組みます。
- ●障害のある子や外国籍の子どもとともに生活することを通して、友だちの個性や 違いを受容し、認め合うバリアフリーの心が育つよう指導の充実に努めます。

(4)特色ある園づくりの推進

●幼児教育の充実と地域社会との連携による教育環境整備に取り組むため、さまざまな人との交流や身近な自然とのふれあいの場を設定し、開かれた園づくりに努めます。

(5)子育て支援の推進

●保護者が安心感と自信をもってわが子と向き合い、子育ての喜びや楽しさを感じることができるよう、子育て相談や交流の場の提供及び情報発信に努め、家庭の教育力再生と向上を支援します。

2. 義務教育の充実

[現状と課題]

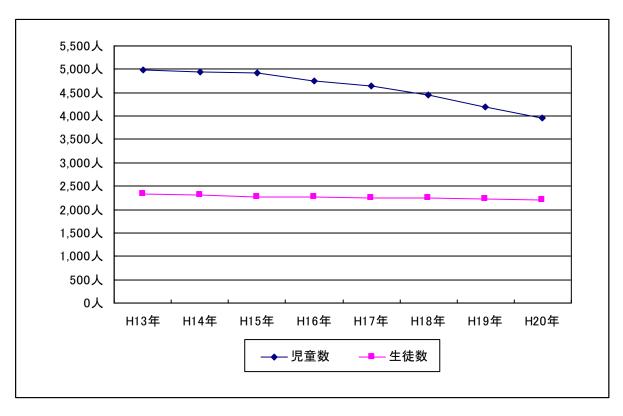
平成20年5月1日現在、小学校は8校、児童数3,968人、中学校は3校、生徒数は2,207人です。児童数、生徒数とも減少の傾向にあります。

現在の義務教育には、科学技術の進展による高度情報化や国際化、また、少子化や核家族化など社会の急激な変化への対応が求められています。特に小中学校においては、学習指導要領の改訂により、それらに即した学校教育の実施とともに教員の意識改革が必要となっています。

さらに、いじめや不登校、少年非行など心の教育の見直しが求められ、人権尊重 の精神や豊かな心の育成など、生涯を通して主体的に生きていくための資質や能力 を身につけるための「生きる力」を育成していかなければなりません。

そのことを受け、生涯学習の基盤となる自ら学び、自ら考える力の育成や基礎・ 基本の確実な定着、思いやりの心や感動する心、豊かな体験や奉仕活動を通じて規 範意識を育成するために、学校は家庭や地域社会と協力し、また、関係機関との連 携を強化しながら、心身ともに健全な子どもの育成をめざしています。

■児童数・生徒数の推移(資料:学校基本調査/各年5月1日)



■小学校児童数(資料:学校基本調査)

総 数	片 塩	高田	土庫	浮 孔	磐 園	陵 西	菅 原	浮孔西
3,968人	684人	604人	155人	483人	509人	640人	427人	466人

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

■中学校生徒数(資料:学校基本調査)

総数	高田	片塩	高田西	
2, 207 人	563 人	1,098人	546 人	

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

「総合的な学習の時間」においては、児童・生徒が自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成をめざして教科の横断的な学習を行っています。このことで、各学校が地域の特性や子どもの実態に即した適切な教育課程を編成することができるようになり、子どもが学ぶ喜びを感じ、いきいきと生活できる活力と魅力ある学校をつくっていくことが重要です。

また、社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進むなかで、朝食を取らない等の子どもの食生活の乱れが問題となっています。子どもが将来にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいけるよう、保護者や子どもが栄養や食事の取り方などについて正しい知識に基づいて、実践していく力や食習慣を身につける「食育」が必要となっています。

[施策の体系]

義務教育の充実|

- (1)時代に即した教育目標の設定とその具現化
- (2)学校施設の充実
- -(3)時代の要請に応える教育の推進
- (4) 牛徒指導の充実
- -(5)人権を尊重した学校教育の充実
- ├(6)特別支援教育の充実
- (7)健康・安全教育の推進
- └(8)食育の推進

[施策の展開]

(1)時代に即した教育目標の設定とその具現化

- ●一人ひとりの児童生徒の個性を活かし、可能性を伸長させる教育を推進し、実践力が身につく道徳教育の充実に努めます。
- ●学校教育においては、知識や技能の習得に加え、児童生徒が学ぶ意欲をもって課題を見いだし、自ら考え、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を高める「確かな学力」、他人への思いやりや感動する心をもつ「豊かな人間性」、また、「健康や体力」など、これら「生きる力」を身につける教育の充実を図ります。
- ●「総合的な学習の時間」では、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、調査や研究、 観察や実験などの調べ学習、自然体験や社会体験学習など、各校独自の創意工夫 を活かした教育活動を行っています。そこでは、国際理解と平和、情報、環境、福 祉・健康や進路選択等を学習の柱に各教科で身につけた知識や技能を相互に関連 づけ、よりよく課題を解決していく能力を育成します。
- ●社会の変化に伴う保護者や児童生徒の教育に対するニーズの多様化に対応するため、教職員の資質の向上に取り組みます。

(2)学校施設の充実

●老朽化している学校施設の改修、施設・設備の充実・改善に努めるとともに、建 物の耐震性の確保等の安全対策を推進します。

(3)時代の要請に応える教育の推進

●情報化・国際化社会に対応するため、コンピュータ操作やインターネット活用等で情報教育の推進を図るとともに、外国語教育の充実、特に外国語でのコミュニケーション能力の育成により国際感覚を磨き、国際理解を進展させていきます。

(4)生徒指導の充実

●個々の児童生徒の状況を把握した個別指導を充実するとともに、いじめや不登校等の課題を解決するため、学校、家庭、地域社会、関係機関等と幅広く連携し、生徒指導の充実を図ります。

(5)人権を尊重した学校教育の充実

●「大和高田市人権施策に関する基本指針」を基盤にした人権文化の創造をめざす とともに、共感と信頼に基づく人間関係のなかで、児童生徒の自己実現を図るた めの指導の充実に努めます。

(6)特別支援教育の充実

●障害のある児童生徒の障害の状況や発達段階等に応じた特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談や指導体制の拡充を図ります。

(7)健康・安全教育の推進

●児童生徒の体位・体力の向上を図るとともに、児童生徒が運動やスポーツの楽し さや喜びを体得することにより、健康でたくましい心身を育成し、生涯を通して 運動に親しめるよう健康教育の推進に努めます。

●不審者又は不慮の事故から身を守るための安全教育の推進に努めます。

(8)食育の推進

●生涯にわたり健康でいきいきと生活するために、望ましい生活習慣や食習慣を身につけ、自分の健康は自分で守るという自己管理能力を育成するよう、学校を中心として家庭・地域と連携して食育の推進を図ります。

3. 高等学校教育の充実

[現状と課題]

本市には市立商業高校をはじめ、県立高校、私立高校がそれぞれ1校あり、高等学校教育の機会に恵まれています。市立商業高校は、平成20年4月1日現在15学級を擁し、596名の生徒が学んでいます。

昭和 29 年4月に開校して以来、「礼儀・清純・誠実」を校訓とし、独自の校風を培い、進学にも就職にも対応できるカリキュラムを組み、多様な進路の選択ができる高校として社会や時代の要請に応えています。

また、将来を担う人材を育成するため、学習・スポーツ・文化活動面などで、それぞれの分野における生徒の能力・適性、意欲を伸ばせるように教育の多様化にも柔軟に対応していますが、職業課程教育を担う市立商業高校としては、実社会に向けた確かな勤労観、職業観をもった人材の育成が今後ますます重要となってきます。

さらには、高度情報化・国際化・産業構造の急激な変化・少子高齢化に伴い、国際競争力のある国際感覚豊かな人材育成の教育を進める必要があります。

[施策の体系]

高等学校教育の充実

- ―(1)確かな学力の育成
- --(2)スペシャリストの育成
- -(3)心豊かな人間性の育成
- —(4)特色ある学校づくり
- (5)人権を尊重した学校教育の推進

[施策の展開]

(1)確かな学力の育成

●学習指導要領にある基礎・基本の習得を揺るぎないものとしながら、思考力や表現力、問題解決能力が身につく教育の進展に努めるとともに、生徒に学ぶことの

楽しさを体験させ、学ぶ意欲を高めるなど、質の高い授業の実践を図ります。

(2)スペシャリストの育成

●急速な社会の変革に伴い、進学・就職構造は大きく変化していますが、将来のスペシャリストを育成するため、ビジネス活動に必須の会計活用能力、コンピュータやネットワークを活用できる情報活用能力、経済社会で強く求められている起業家精神、英語によるコミュニケーション能力などを育成・向上させるための効果的な教育活動を推進します。

(3)心豊かな人間性の育成

●自律心、思いやりの心、礼儀、生命を大切にする心、郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むため、道徳教育を充実させるとともに、多様な体験活動の推進を図ります。

(4)特色ある学校づくり

- ●生徒の進路が確保できるよう、生徒・保護者や社会のニーズに合った学校づくりに努めます。
- ●全国又は近畿レベルの各種大会や競技会で活躍する生徒を輩出できるよう、それ ぞれの生徒に応じた指導により特色ある能力の伸長を図ります。
- ●進展する情報化に対応できるように、生徒のコンピュータへの認識と利用技術の 能力を高めます。
- ●経済・商業に関するスペシャリストとして必要な資格取得の指導の充実を図り、 また、大学等への進学にも実力を発揮できる高等学校教育をめざします。
- ●さまざまな機会を通じて、地域や市民との交流・連携を深め、地域に信頼される 学校づくりを進めます。

(5)人権を尊重した学校教育の推進

●人間尊厳の精神に徹し、いまだ差別のある現実を認識し、差別をなくす意欲と実践力を培うとともに、「大和高田市人権施策に関する基本指針」を基盤として、 部落差別をはじめあらゆる差別や偏見をなくす教育の推進を図ります。

第2節 魅力あふれる生涯学習社会の形成

1. 生涯学習機会の充実

[現状と課題]

今日の国際化・高度情報化・少子高齢化等が進む世の中は、個人の価値観に影響を与え、そのライフスタイルも大きく変化しています。人々は、健康かつ豊かな人生を過ごすために、自由に活動し、教養を深め、生涯にわたって主体的に学習を継続できるよう求めています。

このため、人権尊重と社会連帯の精神をもとに、「いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習社会」の形成をめざし、市民の多様な学習ニーズに応えられる生涯学習体系を充実していかなければなりません。

[施策の体系]

生涯学習機会の充実

- -(1)生涯学習体系の充実
- -(2)生涯学習プログラムの充実
- └(3)牛涯学習ネットワークの形成

[施策の展開]

(1)生涯学習体系の充実

●市民の多様なニーズやライフサイクルに応じた学習体系を充実します。

(2)生涯学習プログラムの充実

●市民が豊かな自己表現を果たせるよう、多様な学習ニーズに対応し、魅力的で幅広く選択できる学習プログラムを創出していきます。

(3)生涯学習ネットワークの形成

●市民がともに学習し、情報を共有することができる生涯学習交流ネットワークの 形成を図るとともに、青少年の学校外における体験学習のため、生涯学習ボラン ティアや公民館各施設とのネットワークの形成に努めます。

2. 社会教育の振興

[現状と課題]

本市においては、中央公民館を核として土庫・菅原・陵西の各公民館で、市民の

多様なニーズに対応した講座を開設しています。市立図書館は、こうした幅広い学習活動を支える情報の提供を行い、葛城コミュニティセンターは、市民相互の連帯感を醸成する地域活動の場として活用されています。

基本的人権の尊重と社会連帯の精神をもとにし、急激に変化する社会情勢等に柔軟に対応できる知識や技術を習得するための講座、生きがいのある人生を築くための趣味や教養を高めるための講座、家庭・女性・成人・高齢者・人権教育などをテーマとした時代の要請や地域のニーズに応じた講座を開催するとともに、その内容の充実に努めなければなりません。また、積極的に活動している社会教育団体への支援や地域を担うリーダーの養成などの取組が必要です。

[施策の体系]

社会教育の振興

- -(1)各種講座の充実
- ー(2)施設の充実と活用
- (3)地域づくりリーダーの養成
- |_(4)図書館の整備充実

[施策の展開]

(1)各種講座の充実

- ●芸術、語学、教養、趣味などをテーマとした講座を開催し、それぞれのライフス テージに応じた学習の場を提供するとともに、その内容を充実します。
- ●核家族化・少子化現象による育児経験の不足を補完するため、育児教室を開設します。
- ●地域の国際化に対応する外国人日本語講座、情報化時代に対応したパソコン教室、 男女共同参画社会を促進するためのセミナーの開催など、社会変革に対応した各 種講座の充実に努めます。
- ●市民公開講座の実現など、学習機会を拡充します。

(2)施設の充実と活用

●社会教育施設の充実を図るとともに、各施設を有機的にネットワークで結びなが ら、施設の利用を促進します。

(3)地域づくりリーダーの養成

- ●地域におけるさまざまな人材の発掘やボランティアの育成等により地域活動の 担い手となるリーダーの養成を支援します。
- ●社会教育団体の積極的な活動の支援・育成に努め、社会教育活動の核となるよう 各種講座の充実に努め、地域づくりに必要なリーダーの養成を行います。

(4)図書館の整備充実

- ●基本図書、参考図書及び視聴覚資料等の更新・充実を図ります。
- ●県内の公共図書館との連携を密にして、資料の相互貸借利用の促進に努めます。
- ●ホームページでの利用案内や図書検索等による情報提供の充実を図ります。

3. 青少年健全育成の推進

「現状と課題〕

青少年を取り巻く環境は、物質的な豊かさや急速な情報化の進展に伴い、パソコンや携帯電話利用の低年齢化が進み、インターネット利用の拡大と比例して、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事案が激増しています。

このようなメディア上の有害情報からの被害防止、いじめや不登校の解決、さら に不審者等からの安全確保が今日的な課題となっています。

こうしたなかにあって、青少年一人ひとりが社会の一員としての自覚を持ち、人権尊重と平等の精神のもとに豊かな人間性を育み、自立していくためには、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、青少年一人ひとりの個性を大切にした健全な育成環境の整備が必要となっています。

[施策の体系]

青少年の健全育成の推進|

- |--(1)相談活動の充実強化
- --(2)補導活動等の充実強化
- -(3)環境浄化活動の充実強化
- -(4)青少年活動の充実

[施策の展開]

(1)相談活動の充実強化

- ●学校や各種相談関係機関と連携し、ネットワーク化を図るとともに、専門知識・技術・経験を持った教員(指導主事)やカウンセラー(臨床心理士、相談員)、教育アドバイザー、指導員を配置し、適応指導教室や教育ガイダンスなど相談体制の充実に努めます。
- ●適応指導教室では、通級する学校不適応児童・生徒への心理的支援や教育支援を 図り、早期学校復帰に努めます。

(2)補導活動等の充実強化

●登下校の安全確保を図るため、学校・家庭・地域・関係機関と連携して、青色パ

トロールカーの巡回活動などによる「子ども見守り活動」の強化に努めます。

●青少年補導会や学校と連携して、巡視活動の強化に努めます。

(3)環境浄化活動の充実強化

- ●有害環境場所への定期的な立入調査を実施することにより、健全育成をめざした 環境づくりを推進します。
- ●青少年補導会と連携して、有害看板等の撤去作業を実施します。

(4)青少年活動の充実

- ●青少年センターを核とするレクリエーション活動等を活性化し、親と子のふれあいの促進を図り、地域においては、歴史や文化にふれる機会の拡充に努めます。
- ●自主的なボランティア活動やコミュニティ活動等の多様な青少年活動を支援するとともに、国際交流等への積極的な参加機会を提供し、青少年の社会参加を促進します。

第3節 生涯スポーツの振興

1.健康・体力づくりの推進

[現状と課題]

健康への関心の高まりや余暇時間の積極的な活用、公共スポーツ施設の充実や市が実施する各種スポーツ教室の定着、民間スポーツクラブ開業等により、生涯を通してスポーツを楽しむ市民が増加しています。その傾向は、競技スポーツから個人やグループを中心とした健康増進・体力づくりを目的としたものに少しずつ移行しています。

市民の健康増進の一環として開催している市民体育大会や市民マラソン大会が 定着しており、だれもが気軽にスポーツやレクリエーションに参加することができ ます。

今後は、各種のスポーツ教室やスポーツ大会の開催、スポーツ指導者の養成やスポーツ団体の育成を通して、生涯スポーツの底辺の拡大を図る必要があります。

[施策の体系]

健康・体力づくりの推進

- ├ (1)スポーツ教室等の充実
- (2)スポーツ大会の充実

[施策の展開]

(1)スポーツ教室等の充実

●児童から中高年に至るまで、個人でできる健康・体力づくりや競技スポーツの振興を図るため、幅広いスポーツ教室等を開催し、スポーツに親しめる機会を通して青少年の健全育成や体位・体力・運動能力の向上、中高年の運動不足解消や健康増進を図るなど、生涯スポーツの底辺の拡大に努めます。

(2)スポーツ大会の充実

- ●春は種目別競技、秋は陸上競技レクリエーションを中心とした市民体育大会を開催し、スポーツを通して市民間の交流、自己表現の機会の創出に努めます。
- ●家族そろって気軽に参加できる健康づくりの一環として、市民歩こう会の開催や スポーツ・レクリエーション祭を開催し、市民の健康増進と生涯スポーツの啓発 を推進します。

2. 施設の整備充実

[現状と課題]

市民の自主的なスポーツ活動の場として、総合体育館や総合公園、コミュニティ プール等の中核的なスポーツ施設の有効活用と総合体育館の整備を図るとともに、 コミュニティスポーツ広場として学校施設を開放するなど、生涯スポーツ施設の充 実が必要です。

[施策の体系]

施設の整備充実

- (1)スポーツ施設の整備充実
- -(2)学校施設等の開放

[施策の展開]

(1)スポーツ施設の整備充実

- ●市民の憩いの場であり、生涯スポーツ活動の拠点となる総合公園の計画見直しを 含め、スポーツ環境の整備充実に努めます。
- ●地域の実態やスポーツニーズに対応するため、既設のスポーツ施設の見直しによる整備充実を図ります。

(2)学校施設等の開放

●身近なコミュニティスポーツ広場として、学校の校庭や体育館等の開放を進めていきます。

3. 推進体制の整備

[現状と課題]

健康に対する関心の高まりや自由時間の増大などによって、生涯を通してスポーツを楽しむ人口が増加し、ライフサイクルに応じたスポーツ振興と推進のための社会的な仕組みが必要とされています。

このため、健康・体力づくりや施設の整備充実とともに、生涯学習と連携した生涯スポーツの推進体制の確立が急務となっています。

[施策の体系]

推進体制の整備

- (1)生涯スポーツの計画的振興
- (2)生涯スポーツ推進体制の整備

[施策の展開]

(1)生涯スポーツの計画的振興

●市民と地域のニーズをとらえ、長寿社会にも対応した市民参加による生涯スポーツの計画的な振興をめざすとともに、そのための啓発に努めます。

(2)生涯スポーツ推進体制の整備

- ●地域住民が主体となって自ら運営・管理する新しいタイプの総合型地域スポーツ クラブの創設をめざし、クラブマネジャーの養成に取り組みます。
- ●だれでも気軽に参加しやすい軽スポーツの普及を図るため指導者やリーダーの 養成に取り組みます。

第4節 地域に根ざした市民文化の創造

1. 市民文化活動の支援

[現状と課題]

文化芸術活動の主体は市民であり、自主性や個性を尊重しながら、地域における活動の活性化を図るための環境を整備することが必要です。本市においては、文化会館や公民館等などの文化・生涯学習施設を中心として市民による質の高い文化活動が盛んに行われ、多くの催しなどが開催されると同時に、新たな文化の創造や文化の発信が活発になりました。

引き続き各種文化講座や市民参加による自主活動の推進、文化活動の場の提供など、文化発信の機運と意欲を高めていくことが必要です。

[施策の体系]

市民文化活動の支援

- -(1)文化にふれる機会の創出
- -(2)交流・発表の場の創出
- └(3)地域文化を担う人づくり

[施策の展開]

(1)文化にふれる機会の創出

●文化活動の主体が市民であることを基本としながら、文化会館での企画立案による文化にふれる機会の創出に努めます。

(2)交流・発表の場の創出

●市民による文化の交流・発表の場の環境整備により、市民文化活動や地域における文化活動の活性化に努めます。

(3)地域文化を担う人づくり

●市民参加による手づくり文化と地域文化創造を推進し、市民文化発信の基盤整備に努めます。

2. 地域文化ネットワークの形成

[現状と課題]

文化会館は、市民文化活動の拠点であり、文化情報の発信基地としての機能を担っています。

現代の情報社会にあっては、ネットワークの構築による情報の発信が重要な要素であり、文化施設間での催し物の情報交換や文化団体との連携等により、多くの市民に文化芸術にふれ親しむ機会を提供できる環境づくりを推進することが必要です。

[施策の体系]

地域文化ネットワークの形成

- (1)施設ネットワークの充実
- (2)文化情報ネットワークの充実
- |_ (3)地域文化交流ネットワークの充実

[施策の展開]

(1)施設ネットワークの充実

●文化施設間の情報交換や連携による文化芸術の情報発信の強化を図ります。

(2)文化情報ネットワークの充実

●文化情報発信基地としての機能を高めるために、情報の収集やネットワークの充実に努めます。

(3)地域文化交流ネットワークの充実

●文化会館が培った技術や情報を活かし、市民による文化芸術活動の支援・協力の 充実に努めます。

3. 歴史を活かすまちづくりの推進

[現状と課題]

本市は、二上・葛城の山並みを背景に、歴史・文化の風土を育んできた古代の横大路に代表される「道」や「商い」の歴史・文化資源を掘り起こし、古いものと新しいものの融合を図り、埋蔵文化財の公開等によって地域文化を育む風土づくりに努めてきました。

本市固有の歴史資源は、地域の貴重な共有の財産として、保全・活用していかなければなりません。歴史の道、環濠集落や社寺の杜を保全し、伝統芸能や伝統行事の継承を行い、歴史的環境を整備していくことが必要です。

[施策の体系]

歴史を活かすまちづくりの推進

- (1)歴史文化の振興
- -(2)文化財の保護
- -(3)歴史的環境の整備

[施策の展開]

(1)歴史文化の振興

- ●本市に残されている歴史財産を有効に活用し、多くの市民が郷土の歴史や文化に 親しみ、郷土愛を育む事業の推進に努めます。
- ●地域に伝わる伝統行事を大切に守り、伝統を支える地域づくりを進めます。

(2)文化財の保護

- ●埋蔵文化財の破壊・散逸を未然に防止するため、遺跡発掘調査事業の推進に努めます。
- ●寺院建築・彫刻・工芸品・石造物等の文化財基礎調査の実施や調査結果に基づく 文化財への指定など、文化財の保護と活用を図ります。
- ●文化財をテーマとする講演会の開催、発掘現場の公開、発掘調査情報の提供等によって、文化財保護に対する啓発に努めます。
- ●埋蔵文化財を一定の環境条件のもとで保管するとともに、広く市民に公開し、文化財を活用した学習機会の創出に努めます。

(3)歴史的環境の整備

●横大路や歴史の町並みの保存、環濠集落の環濠や集落形態の保存に努めるととも に、天皇陵や古墳群、緑に包まれた社寺の杜の保全を図るなど、郷土愛を育む歴 史的環境の整備に努めます。

4. 国際交流の推進と交流基盤の整備

[現状と課題]

本市は、わが国ではじめてオーストラリアとの間で姉妹都市提携を結んだ地方自 治体です。昭和 38 年オーストラリアニューサウスウェールズ州リズモー市と姉妹 都市になり、以来 45 年間交流を続け、両市の間では確かな友好関係が築かれてい ます。また、市民交流団体等の活動によって、市民間で多くの国々との国際交流の 輪が広まっています。

さらに、国際化が進展するなか、各種外国語講座に加え、本市に在住する外国人

のための「在日外国人日本語講座」も開催され、地域での国際交流も深まっています。

日本人と外国人が相互の理解を深め、外国人が暮らしやすく、活動しやすい環境の整備、多様な文化との交流による国際理解、世界的な視野をもつ人材の育成等が課題となっています。

[施策の体系]

国際交流の推進と交流基盤の整備

- (1)国際交流の推進
- -(2)国際交流基盤の整備

[施策の展開]

(1)国際交流の推進

- ●姉妹都市リズモー市とさまざまな交流をし、交換留学生の派遣・受入れ、ホストファミリー(ホームステイで外国人を滞在させる家庭)の登録制度など、市民と一体になった教育・文化等による姉妹都市との交流を充実します。
- ●市民レベルでのさまざまな国際交流活動を支援するとともに、国際交流の輪を広め、諸外国都市との親善友好に努めます。

(2) 国際交流基盤の整備

- ●日本人と外国人が互いの国籍や文化、習慣の違いを認め、互いの人権を尊重し、 助け合い安心して生活できるまちづくりを推進するため、外国語講座や多様な文 化にふれる行事等を実施し、多文化共生社会の実現に努めます。
- ●外国人が安心して快適な生活をおくることができるよう、案内標識等の外国語表示など国際交流を支える基盤整備を進めます。
- ●豊かな国際感覚と広い視野をもった人材を育成するため、学校教育や生涯学習などの場を通して国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。